

訪問看護重要事項説明書

(令和 6 年 6 月 1 日 現在)

指定訪問看護または、介護予防指定訪問看護（以下「訪問看護ステーションゆとり」という。）サービス提供開始にあたり、介護保険法第 8 条第 4 項に基づいて、当事業者があなた様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	有限会社ちちんぷいぷい
事業所名称	指定訪問看護ステーションゆとり
事業所の所在地	福島県福島市清明町 1 番 1 0 号
介護保険指定番号	0760190256
管理者名	笹川 正子
電話番号	024-521-9225
事業実施区域	福島市、伊達市、川俣町、桑折町、国見町

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	疾病または、傷病により居宅において継続して療養を受ける状態にある利用者に対し、看護師等が行う療養上の世話または必要な診療の補助等のサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	(1) 利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常動作の維持、回復を図ると共に生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。 (2) 事業に実施にあたっては、保健所、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るよう努力します。 (3) 質の良い訪問看護サービスを提供するため訪問看護職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

3 提供するサービス

(1) 営業日及び時間

営業日	月曜日～日曜日、祝祭日
営業時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで

※上記に関わらず 24 時間体制を取っていますので、緊急時は時間外でも訪問いたします。但し、時間外の場合には利用料算定が別途となります。

(2) 当事業所が提供するサービス

① 看護介護行為

- ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・動脈血酸素飽和度測定など）
- ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導及び排泄に関する対策や指導等）

② 医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門及び人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ及び胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル及び自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・喀痰の吸引、管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）

③ リハビリ援助行為

- ・拘縮予防・歩行訓練
- ・言語及び嚥下訓練（言語障害・失語症・嚥下障害など）
- ・リハビリ認知予防指導（趣味の活用・遊ブリテーションなど）

④ 介護者支援及び援助

- ・介護の方法指導、介護福祉など社会資源の紹介
- ・褥瘡予防・リハビリの方法及び食事指導（介助の工夫・方法など）
- ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫及び感染症に対する対応方法等
- ・介護者の健康相談及び助言

4 職員体制と職務内容

職名	資格	員数	職務内容
管理者	看護師	1名	職員と業務の管理、法令遵守のための指揮命令。利用申込みの調整、サービス実施、実施状況の把握
看護師	正・准看護師	人員換算による 2.5名以上	訪問看護サービスの提供

5 看護職員の禁止行為

(1)看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ⑦ 利用者に対する虐待

6 利用料金

サービス提供時間	20分未満			30分未満			30分以上 60分未満			60分以上 90分未満		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
昼間（8：00～18：00）												
看護師による場合	314円	628円	942円	471円	942円	1413円	823円	1646円	2469円	1128円	2256円	3384円
准看護師による場合	283円	566円	849円	424円	848円	1272円	741円	1482円	2223円	1015円	2030円	3045円
早朝（6：00～8：00） 夜間（18：00～22：00）												
看護師による場合	393円	786円	1179円	589円	1178円	1767円	1029円	2058円	3087円	1410円	2820円	4230円
准看護師による場合	354円	708円	1062円	530円	1060円	1590円	926円	1852円	2778円	1269円	2538円	3807円
深夜（22：00～6：00）												
看護師による場合	471円	942円	1413円	707円	1414円	2121円	1235円	2470円	3705円	1692円	3384円	5076円
准看護師による場合	424円	848円	1272円	636円	1272円	3816円	1112円	1114円	3336円	1523円	3046円	4568円

加算項目

項目	金額	内容
早朝加算 6:00~8:00		基本利用料の25%
夜間加算 18:00~22:00		
深夜加算 22:00~6:00		基本利用料の50%
初回加算	350円	新規に訪問看護計画書を立てた利用者に対して、初回の訪問看護を提供した場合
緊急時訪問看護加算	574円	利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急訪問を必要に応じて行う体制にある場合。

注1) 料金の支払い方法

毎月10日に前月提供分の請求を致しますので、月末までにお支払い願います。お支払方法は現金払い、または振込となります。

注2) 交通費は頂いておりません。

注3) キャンセルについて

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

(024-521-9225) キャンセル料は不要です。

7 サービスの利用方法について

(1) サービスの開始

連絡いただきますと当事業所の職員がお伺いいたします。

本人または家族様の要望をもとに訪問看護計画作成と契約を締結し、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員(ケアマネージャー)とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。
- ※条件を変更して再度契約をすることができます。

- ・利用者がお亡くなりになった場合。

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合や利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。
- ・利用者がサービス利用料金の支払いを3カ月以上滞納し、催告に応じない場合。または利用者や家族などが当事業所の職員に対して、本契約書を継続しがたい背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合、容体の変化などがあった場合、容体状況により主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所及び市町村へ連絡します。

9 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等連絡すると共に必要な措置を講じます。

また、利用者や利用者の家族に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備するとともに必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

11 衛生管理等

- (1) 事業所は、訪問看護員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1.2 業務継続計画の策定等

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下 BCP という。）を策定し、当該 BCP に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、BCP について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。又定期的に見直しを行い必要に応じて BCP の変更を行うものとする。

1.3 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様子及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

1.4 ハラスメントに関する事項

事業所はハラスメント対策のための必要な措置を講じることとする。

- (1) 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- (2) 併せて、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化の必要な措置を講じる。
- (3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

1.5 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供にあたり、苦情や相談があれば下記までご連絡願います。

① ご利用者ご相談窓口

午前8時30分から午後5時30分

訪問看護ステーション ゆとり

担当：管理者 笹川 正子 電話（024-521-9225）

② 福島市介護保険課 電話（024-525-6551）

③ 福島県国保連合会 電話（024-528-0040）

令和 年 月 日

【事業者】

(乙) 当事業者は、(甲1) 利用者に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、(甲1・甲2) に対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項について説明しました。

(乙) 指定訪問看護事業者

事業所所在地 福島県福島市清明町1番10号
名 称 有限会社ちちんぷいぷい
指定訪問看護ステーションゆとり
説明者氏名 笹川 正子 ㊞

【利用者】

(甲) 私は、重要事項説明書に基づき、(乙) からサービス内容及び重要事項について説明を受け同意しました。

(甲1) 利用者

<住 所> _____
<氏 名> _____ ㊞
T E L _____

(甲2) 利用者家族

<住 所> _____
<氏 名> _____ ㊞
T E L _____